

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「交野市健康増進計画（第3期）」に関するパブリックコメントについて

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市健やか部健康増進課
(2) 所在地 : 交野市天野が原町 5 - 5 - 1
(3) 電話番号 : 072-893-2111

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和6年12月16日(月)から
終了 令和7年 1月15日(水)まで
- (2) 周知手段 : 広報かたの12月号、交野市ホームページ
- (3) 資料公表場所: 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関(健康増進課)の事務所

4. 受付した意見等の件数

- (1) 提出人數：9人
(2) 提出意見數：12件

5. 受付した意見等の結果

- ・第4章「2. 身体活動・運動」に関する意見：4件
- ・第4章「6. 喫煙」に関する意見：8件

6. 意見等に対する考え方・対応

意見者	意見番号	関連ページ	意見等の概要	意見等に対する市の考え方・対応
A	1	第4章 2 身体活動・運動 (1) これまでの取り組みと現状 P. 26	市民ボランティアによるウォーキング活動「歩く歩く DAY」の支援の実施とあるが、「歩く歩く DAY」は交野市が実施している事業であり、ボランティアが手伝っており、市民ボランティアによる活動ではないと思う。	『市民ボランティアによるウォーキング活動「歩く歩く DAY」の支援』を『ウォーキング活動を推進するため「歩く歩く DAY」を開催しました』に修正します。
	2	第4章 2 身体活動・運動 (1) これまでの取り組みと現状 P. 26	「メンバーの高齢化が課題となっている」とあるが、対策に取り組んでほしい。事業の継続が必要と考えているのであれば、ボランティアだけに頼らず、委託など必要ではないか。	ボランティアの育成等現在のメンバーとも相談しながら、協働で進めてまいります。
	3	第4章 2 身体活動・運動 (3) 今後の方向性 P. 27	歩く歩く DAY についての記載がない。ウォーキングへの動機づけや気軽なウォーキングに寄与していると考え。	『★運動の重要性や効果について周知を行うとともに、「 <u>歩く歩く DAY</u> 」の開催等運動のきっかけづくりや運動習慣の定着に向けた取り組みを市民ボランティアとともに行います』に修正します
B	4	第4章 2 身体活動・運動 P. 28	大人が運動できる器具（体を伸ばしたり、筋力をつけられるもの）のある公園を住宅地の中に作って欲しい。気軽に行ける場所にあれば、運動への意識も高まる。市民の交流の場にもなると思う。	P. 27「行政や地域が取り組むこと」に記載しております 「身近で身体を動かせる公園や遊歩道等、運動ができる環境の整備」を推進してまいります。
C	5	第4章 6 喫煙 P. 39～P. 41	喫煙の項目の文脈全般にて、「未成年」と「20 歳未満」を併用しているため、「20 歳未満」という表現に統一した方が良くはないか。	「未成年」の表記を「 <u>20 歳未満</u> 」に修正し、統一します。

意見者	意見番号	関連ページ	意見等の概要	意見等に対する市の考え方・対応
D	6	第4章 6 喫煙 P. 40	国や府も「望まない受動喫煙の防止」と表現しており、「青年期・壮年期・高齢期」の取り組みにも「望まない受動喫煙」とあることから、〈共通項目〉も合わせた表現が相応しいと考える。	〈共通項目〉「・受動喫煙をなくしましょう」を「・ <u>望まない受動喫煙をなくしましょう</u> 」に修正します。
E	7	第4章 6 喫煙 行政や地域が取り組むこと P. 40	「分煙による喫煙所は、多くの人が行き交う場所付近に設置しないようにします。」とあるが、多くの人がいる場所にこそ設置すべきところ、どこに設置するお考えなのか。大阪府は受動喫煙条例が厳しくなると聞いており、お店で吸えない人が外で吸うことが多くなるのではないかなと思う。街をきれいにしていくためにも、市が率先して人が多く集まる場所に喫煙所を設置し分煙を進めてほしい。	受動喫煙防止対策については、法令で規制のある施設では必要な措置が取られていますが、その他の施設や屋外では基本的に規制はありません。そのため、規制のない場所では、健康増進法で求められている喫煙者の配慮や事業者等の協力がより重要となりますので、「 <u>喫煙禁止場所以外の多数の人が利用する施設等において、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙者、施設管理者双方の配慮・協力行動を促す意識啓発を図ります。</u> 」に修正します。
F	8	第4章 6 喫煙 行政や地域が取り組むこと P. 40	禁煙支援について、国の基準（第三次健康日本21）でも「たばこをやめたい人」の割合に基づいた計画であることから、喫煙者に対する禁煙支援は「やめたい人」のみを対象とすべきで、計画にも一文を明記してほしい。	「★健康教室や特定保健指導等を活用し、喫煙者に対して健康への悪影響や禁煙のメリットに関する情報等を提供し、 <u>必要な禁煙支援等</u> を行います。」に修正します。
G	9	第4章 6 喫煙 行政や地域が取り組むこと P. 40	禁煙支援については、「(全ての)喫煙者」に対する支援ではなく、「喫煙者の内、やめたい人」に対する支援と表記すべき。	上記に同じ

意見者	意見番号	関連ページ	意見等の概要	意見等に対する市の考え方・対応
G	10	第4章 6 喫煙 (4) 評価指標 P. 41	喫煙率の目標値が高すぎると考えるため、妥当な計画へ修正すべき。	健康日本21（第三次）の「成人の喫煙率の低下」に対する目標値の考え方を参考に、現在の成人の喫煙率から禁煙希望者が禁煙した場合の割合を減じて「 <u>喫煙する人の割合（成人）</u> 」の目標値を <u>男性 11.6%</u> <u>女性 2.4%</u> に修正します。
H	11	第4章 6 喫煙 (4) 評価指標 P. 41	どのような根拠で数値を設定したのか明確に回答頂きたい。近年、このような目標値が現状の半分とか根拠なく決められているなど聞くこともあり、憂慮している。国の目標に対しての年代別人口からの算出など、正しい設定を頂くことを希望する。	上記に同じ。
I	12	第4章 6 喫煙 (4) 評価指標 P. 41	男女ともに目標としている喫煙する人の割合が低く、現実的な数字でないと考えるため、国が定める目標値の算出ロジックに基づいて検討すべき。	上記に同じ。